

厚岸町規則第2号

厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則（平成13年厚岸町規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 愛冠野営場 次に定めるとおり

ア 開園期間 7月1日から9月30日まで

イ 開園時間 午前9時から午後5時まで

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第6号（第5条関係）

厚岸町緑のふるさと公園使用料免除申請書

年 月 日

厚岸町長 様

氏名

年 月 日付けで申請した厚岸町緑のふるさと公園の使用について、次の理由により使用料の（一部・全部）の免除を申請します。

記

使用予定年月日	
使用施設等	
使用料	一金 円也
免除額	一金 円也
差引使用料	一金 円也
免除申請の理由 ☐ 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するため。 ☐ 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するため。 ☐ 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するため。 ☐ 障害者基本法に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するため。 ☐ 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するため。 ☐ その他特別の事情（理由： ）	

別記様式第7号（第5条関係）

厚岸町緑のふるさと公園使用料免除決定書

年 月 日

様

厚岸町長

印

年 月 日付けで申請のあった厚岸町緑のふるさと公園の使用について、次のとおり使用料の（一部・全部）を免除します。

記

使用予定年月日	
---------	--

使用施設等	
使用料	一金 円也
免除額	一金 円也
差引使用料	一金 円也
免除申請の理由 ☐ 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するため。 ☐ 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するため。 ☐ 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するため。 ☐ 障害者基本法に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するため。 ☐ 町内に在住する小学生及び中学生が土曜日に使用するため。 ☐ その他特別の事情（理由：	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。